

市民ギャラリーご利用の手引き

このたびは、佐野市市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という）をご利用いただきありがとうございます。まちなかにぎわいを創り出し、人々に文化による憩いと安らぎの場を提供するため、ご利用の皆様には「佐野市市民ギャラリーアイ条例」等とともに、この手引きに書いてあることを守っていただき、いつまでも快適に利用できるようにご協力をお願いします。

【ギャラリーで出来ること】

1. 作品の展示

(ア) 平面作品

- 絵画、版画、写真、書道、俳句や短歌の短冊、俳画、絵手紙、織物、染物、パッチワーク、切り絵、押し花、押し絵、生け花、盆栽など
 - ✧ これらは、パネルボードにフックを使って吊り下げたり、ピクチャーレールを使って壁に吊ったり、机の上に置いたりすることで展示出来ます。



(イ) 立体作品

- 陶芸、金属や木や竹を使った作品、人形、彫刻など
 - ✧ これらは、直接床に置いたり、机の上に置いたり、ガラスケースに入れたりして展示することが出来ます。

(ウ) コラボレーション

- 絵画や書道、造形作品等の展示とオカリナ、バイオリン、尺八や琴などの共演など

(エ) インсталレーション

- ギャラリーの空間を使って、彫刻などのオブジェや装置を使い、展示物と空間自体を構成して一つの作品とするという利用も可能です。
 - ✧ 詳しくはご相談下さい。なお、ギャラリーではプロジェクターやDVDプレイヤーも貸し出すことが出来ます。

2. パフォーミング・アーツ

(ア) 様々な公演

- 演劇、独り芝居、語り、舞踊、落語、講談、コーラス、楽器の演奏、その他のパフォーミング・アーツなど
 - ✧ 機材の持ち込みが必要な場合があると思いますが、詳しくはご相談下さい。なお、楽器演奏はアコースティック（電源を用いない方法）でお願ひます。

利用上の注意

- ✓ 天井吊り下げは出来ません。
- ✓ ピクチャーレールは、一点で荷重30kgまでです。
- ✓ 押しピンの太さは、一般の画鋲程度までとし、木ねじや釘（くぎ）の使用は出来ません。

- ✓ ガムテープ、両面テープ、ホチキスの使用は出来ません。
- ✓ 液体や火や煙が出るもの、土砂、動物、危険物の使用は出来ません。
- ✓ 机や床を傷つける恐れがある場合には、予めシートや敷板などで養生してください。

【ギャラリーご利用の流れ】

① 利用の申請

- (1) 利用したい日・期間等の仮予約をして下さい。利用したい日の6ヶ月前から受け付けています。
- (2) 利用したい14日前までに次の利用申請書類を提出してください。
- ・市民ギャラリー使用許可申請書
 - ・市民ギャラリー付属設備貸出一覧
 - ・市民ギャラリー企画カード



② 利用の審査と決定

利用申請書類を審査し、ご利用の可否についてその結果をお知らせします。利用できる方には「市民ギャラリー利用許可証」を交付します。
その際、準備・片付け時間等を決めます（利用できる時間内に限る）。
※変更、取消の場合には速やかにご連絡下さい。



③ 準備

利用日のあらかじめ決めた時間に、ギャラリーにお越しいただき、職員から貸出備品等を受け取り、準備をして下さい。
その際、職員の指示に必ずしたがって下さい。



⑥ 利用結果報告書の提出

利用が終了しましたら、「市民ギャラリー利用結果報告書」を提出して下さい。



⑤ 片付け

利用最終日の午後5時までに次のこと
が全て終わるようにしてください。

- ・ギャラリーの原状回復
- ・ギャラリーの清掃
- ・貸出備品等の返却
- ・職員による点検



④ 利用期間中

- ・利用期間中は、「市民ギャラリーご利用の手引き」等に書かれたことを必ず守ること。
- ・利用期間中は責任者を常駐させ、責任者は名札を付けること。
- ・商業宣伝、営業又は勧誘行為等をしないこと。
- ・まちなか活性化ビル内は、禁煙で、火気を使用しないこと。
- ・会場内を常に清潔に保つこと。
- ・利用を終えたときは、ギャラリーを原状に復すこと。

※ゴミは必ず持ち帰って下さい。

利用申請書類及び利用結果報告書の提出先

佐野市役所 本庁舎3階 文化立市推進課
〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1
0283(20)3044